

本県における新型コロナウイルス感染症影響下における介護員養成研修  
(介護職員初任者研修・生活援助従事者研修)の臨時的な取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、本県における介護員養成研修(介護職員初任者研修・生活援助従事者研修)については、新型コロナウイルス感染症の影響下限りにおいて、修了評価を含め、全て通信学習の活用による実施も可能とする。

上記取扱いは、一部通信による研修実施方法での指定事業者を対象に、既に承認を受けた一部通信により実施する研修又は本通知発出後に新たに計画された研修において適用されるものとし、既に承認済みの計画を変更する場合は事業変更届(様式第4号)を、新たに研修を実施する場合は事業計画書(様式第2-2号)を提出し、事前に承認を受けることとする。

また研修の実施にあたっては、厚生労働省老健局振興課発出令和2年4月30日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修(介護職員初任者研修・生活援助従事者研修)の臨時的な取扱いについて」を踏まえ、次のとおり対応することとする。

**【対応内容】**

- ①指導及び評価を行うにあたっては、研修の一部を通信形式で実施する場合と同様、適切な教材及び適切な方法により行うものとする。
- ②本取扱いによる研修修了者に対しては修了証明書に全課程を通信学習にて修了した旨記載すること。
- ③研修実施事業者は本取扱いによる研修修了者を対象に補講を実施し、補講の受講が確認された後、全課程を通信学習にて修了した旨の記載の無い修了証明書を交付する。
- ④研修と補講が期間を空けずに実施されるなど一体的に実施される場合は②の修了証の発行を省略しても差し支えない。
- ⑤補講の内容については、通常の研修において演習として実施している内容を基本として、実務経験に応じて以下の時間数以上行うこととする。  
実務経験40時間未満：8時間  
実務経験40時間以上：1時間
- ⑥別添文書を配布し、本研修を受講する上での留意事項を周知すること。
- ⑦本取扱いによる研修事業の受講対象者は、原則として本県内での補講等の受講が可能な者とする。

(参考資料)

- ・研修受講者向け留意事項
- ・事業変更届(記載例)
- ・事業計画書(記載例あり)
- ・修了証明書(記載例あり)
- ・県から事業所への通知(写)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修(介護職員初任者研修・生活援助従事者研修)の臨時的な取扱いについて(厚生労働省老健局振興課事務連絡)